

---

自主規制規則の見直しに関する提案を受けた「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

---

日証協 平成 25 年 11 月 19 日

本協会では、平成 25 年 7 月 16 日付けで公表した「自主規制規則の見直しに関する検討計画」に掲げる提案事項のうち、「ライツ・オファリングにかかる上場新株予約権取引について、取引開始基準の設定や確認書の徴求義務などの規制を廃止すること」という見直し提案に基づき、ライツ・オファリングにかかる上場新株予約権証券の商品性及びリスク等を勘案し、適正な規制とするため、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正を行った。

本件の規則改正等は本年 11 月 19 日に施行する。

本規則改正の趣旨骨子及び新旧対照表は以下のとおりである。

# 自主規制規則の見直しに関する提案を受けた「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

平成 25 年 11 月 19 日  
日 本 証 券 業 協 会

## 1. 改正の趣旨

本協会では、平成 25 年 4 月 16 日から 5 月 17 日までの間、協会員に対して「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行い、寄せられた提案を踏まえ、7 月 16 日付けで「自主規制規則の見直しに関する検討計画」を公表したところである。

今般、同検討計画に掲げる提案事項のうち、「ライツ・オファリングにかかる上場新株予約権取引について、取引開始基準の設定や確認書の徴求義務などの規制を廃止すること」という見直し提案について、「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において検討を行い、ライツ・オファリングにかかる上場新株予約権証券の商品性及びリスク等を勘案し、適正な規制とするため、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部を改正することとする。

## 2. 改正の骨子

ライツ・オファリングにかかる上場新株予約権証券（会社法第 277 条に規定する新株予約権無償割当てに係る新株予約権証券であって、当該新株予約権証券が取引所金融商品市場に上場されているもの又は上場されるもの）について、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」に規定する「取引開始基準」、「顧客からの確認書の徴求」及び「節度ある利用」の適用対象から除く。（第 6 条第 1 項第 2 号、第 8 条第 1 項及び第 11 条第 1 項）

## 3. 施行の時期

この改正は、平成 25 年 11 月 19 日から施行する。

以 上

**「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について**

平成 25 年 11 月 19 日

(下線部分変更)

新	旧
<p><b>(取引開始基準)</b></p> <p><b>第 6 条</b> 協会員は、次の各号に掲げる取引等を行うに当たっては、それぞれ取引開始基準を定め、当該基準に適合した顧客との間で当該取引等の契約を締結しなければならない。</p> <p>1 ( 現行どおり )</p> <p>2 <u>新株予約権証券 (会社法第 277 条に規定する新株予約権無償割当てに係る新株予約権証券であって、当該新株予約権証券が取引所金融商品市場に上場されているもの又は上場されるものを除く。以下同じ。)</u>の売買その他の取引(顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。)</p> <p>3</p> <p>5 ( 現行どおり )</p> <p>6</p> <p>2 ( 現行どおり )</p> <p align="center"><b>付 則</b></p> <p>この改正は、平成 25 年 11 月 19 日から施行する。</p>	<p><b>(取引開始基準)</b></p> <p><b>第 6 条</b> 協会員は、次の各号に掲げる取引等を行うに当たっては、それぞれ取引開始基準を定め、当該基準に適合した顧客との間で当該取引等の契約を締結しなければならない。</p> <p>1 ( 省 略 )</p> <p>2 新株予約権証券の売買その他の取引(顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。)</p> <p>3</p> <p>5 ( 省 略 )</p> <p>6</p> <p>2 ( 省 略 )</p>

自主規制規則の見直しに関する提案を受けた「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正（案）に対するパブリック・コメントの結果について

平成 25 年 11 月 19 日  
日本証券業協会

本協会では、自主規制規則の見直しに関する提案を受けた「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について、平成 25 年 10 月 11 日から平成 25 年 10 月 25 日までの間、パブリック・コメントの募集を行いました。

その結果、当該期間内に寄せられた御意見はありませんでしたので、別紙のとおり改正を行うことといたします。

以 上

自主規制規則の見直しに関する検討計画について

平成 25 年 7 月 16 日  
日本証券業協会

本協会では、本年 4 月 16 日から 5 月 17 日までの間、協会員等に対して「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行った。

この間に協会員よりお寄せいただいた自主規制規則の見直しに関する提案は、以下の 5 件（協会員 4 社からの提案）である。

今般、同提案を受け、下記のとおり、検討計画を取りまとめた。

記

○規制の見直しの検討に着手する事項

項番	提案事項	提案の概要	検討計画 (本年 12 月までに結論を得る予定)
1	<p>売買審査基準について、各協会員においてより適切な抽出基準を設定することができるよう制度に柔軟性をもたせること。</p> <p><b>【不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則】</b></p>	<p>●アローヘッドの導入や High Frequency Trade を行う顧客の増加等に伴い、現在の売買審査抽出基準に従うと、多くの不要な取引まで抽出してしまい、本来着目すべき取引を効果的に抽出することができないのが現状であり、より適切な抽出基準の設定が不可欠であると考え。このため、売買審査の対象となる顧客の抽出基準の一部の項目に関しては、協会員それぞれが定めた条件を満たす取引又は注文につき、各協会員独自の抽出基準を用いることを容認する形としてはどうか。なお、この場合には、協会員は独自の抽出基準およびその基準を採用した根拠を説明できなくてはならないことを要件とする。</p>	⇒ 「売買管理等に関するワーキング・グループ」において検討し、結論を得る。
2	<p>銘柄及び顧客抽出基準について、本来着目すべき取引を効果的に抽出できるよう、条件の見直しを行うこと。</p> <p><b>【不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則】</b></p>	<p>●業態や属性、また取引手法等を考慮して、より効果的かつ効率的な売買審査を行うため、現行の抽出基準を、本来着目すべき取引を効果的に抽出できるものに改めてはどうか。</p>	⇒
3	<p>地場受け・地場出し規制について、地場受けにかかる規制を緩和すること。</p> <p><b>【協会員の従業員に関する規則】</b></p>	<p>●地場受け規制については、平成 19 年に廃止提案を提出し、協会のワーキング・グループにおいて議論いただいているが、「地場出しの防止は受注側の協会員が適正に管理を行うことにより成り立っており、地場受け規制の廃止は制度を無力化してしまう」旨の意見が</p>	⇒ 「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において検討し、結論を得る。

項番	提案事項	提案の概要	検討計画 (本年12月までに結論を得る予定)
		<p>出され、結果として、「他の協会の従業者であることを知りながら受注」を禁止行為の対象としていたものを「他の協会の従業者であることをあらかじめ知らされている場合において受注」と変更する改正にとどまった経緯がある。しかし、受注者による不注意（例えば、他の従業者により登録されていた情報の見落とし等）または連絡ミス等が原因で、他の協会の従業者からの注文を受けてしまった場合であっても、受注者個人が協会規則違反となってしまう蓋然性が高い本規定は、その行為の質に対して厳しすぎると考える。従って、受注側の協会の従業者個人の行為を規定する同条第3項第5号は廃止することが妥当と考える。この場合、協会として地場受け防止策の整備を求める趣旨である協会の従業者に関する規則第7条第1項は維持することで、協会による適正な管理体制は維持されると考える。</p>	
4	<p>ライツ・オファリングにかかる上場新株予約権取引について、取引開始基準の設定や確認書の徴求義務などの規制を廃止すること。</p> <p><b>【協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則】</b></p>	<p>●ライツ・オファリングにかかる上場新株予約権取引については、同様の義務が課せられている信用取引や有価証券関連デリバティブ取引等とは異なり、与信が生じず、決済も現物の受け渡しが行われる（差金決済が認められない）。また、新株予約権の買付にかかる最大損失は買付代金に限定され、投資額以上の損失が生じることはない。このように、ライツ・オファリングにかかる上場新株予約権取引のリスク等を勘案すると、現行の規制は過剰なものといえ、取引開始基準の設定義務、確認書の徴求義務、節度ある運営義務は廃止すべきである。</p>	⇒ 「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において検討中。
5	<p>大量推奨販売等に該当することを懸念して、「注目銘柄」等に関する表示を行なう場合は、原則として5銘柄以上表示するとともに銘柄選定の根拠（基準や前提）を容易に閲覧できるように表示するとされている規制を緩</p>	<p>●規則において一律の数量基準（「5銘柄以上」）を設定されてしまうと、仮に合理的な基準で選定された「注目銘柄」等が5銘柄未満であった場合にも、当該規制を遵守するために、実際には「注目」してない（投資家に自信をもって推奨できない）銘柄が追加されるという事態を招きかねない。そうした事態は、かえって投資家の投資判断を妨げ、結果投資家保護に欠ける結果となって</p>	⇒ 「広告等に関するワーキング・グループ」において検討し、結論を得る。

項番	提案事項	提案の概要	検討計画 (本年12月までに結論を得る予定)
	和すること。 <b>【広告等に関する指針】</b>	しまう。どのような根拠に基づいて抽出されたかが公表されていれば十分であると考えられる。そもそも、なぜ「5銘柄」でないといけないのか(「5銘柄」であればよいのか) という理由が不明である。	